## 令和4年4月1日から

# 共済預金の預入限度額の引き下げについて

共済預金は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、本組合が皆さまからお預かりした資金を運用し、その運用益を「支払利息」として還元させていただいております。 なお、この事業の実施にあたっては、地方公務員等共済組合法施行規程の定めにより、将来の欠損金の補てんに充てるために、組合員の貯金の額の 100 分の 5 以上に相当する額を計上することとされておりますので、欠損金の補てんを満額積み立てることを前提に毎年事業計画を立てています。

つきましては、長引く超低金利時代によって運用利回りが低迷し、運用益が年々減少している一方で、貯金残高の増加に伴う支払利息が年々増えている状況から、今後の共済預金事業の運営のために、令和4年度については、支払利率「1.6%を維持」し、共済預金の預入限度額を組合員1人あたり2,500万円から2,000万円(全員口座と自由口座の合計額)に引き下げさせていただきますので、昨年に引き続きの限度額の引き下げとなりますが、ご理解をお願いいたします。

## 預入限度額

(令和4年3月31日まで)

2,500万円

(令和4年4月1日から)

**2,000**万円

- ※預入限度額は組合員1人の全員口座と自由口座の合算額です。
- ※令和4年度の支払利率は令和3年度に引き続き1.6%です。

#### ●預入限度額を超過している場合

預入限度額2,000万円を超過している方につきましては、**令和4年6月末**までに超過分の貯金の払い戻しをお願いします。

また、共済預金の令和3年度分の支払利息が令和4年4月1日に元金に繰り入れとなりますが、その際に預入限度額2,000万円を超える場合がありますので、預金残高の確認をお願いします。

### ●預入限度額を超過している組合員へのお知らせについて

貯金額が預入限度額2,000万円を超過している組合員には 後日通知をする予定です。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305